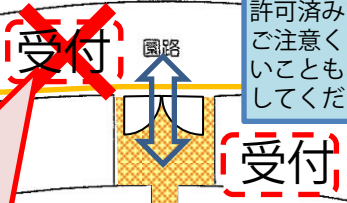


# 配置計画作成時の 注意事項 (一部抜粋)

令和4年8月改定版

テントやテーブル・移動販売車・催事スペースなどの設置は、野外ステージの利用申請とは別に「行為許可申請」が必要です。特に飲食販売する場合は、保健所や消防署の許可済みであることを証明する書類(写し)が必要なためご注意ください。また、実施内容によっては、許可できないこともありますので、事前に管理事務所と確認・協議をしてください。

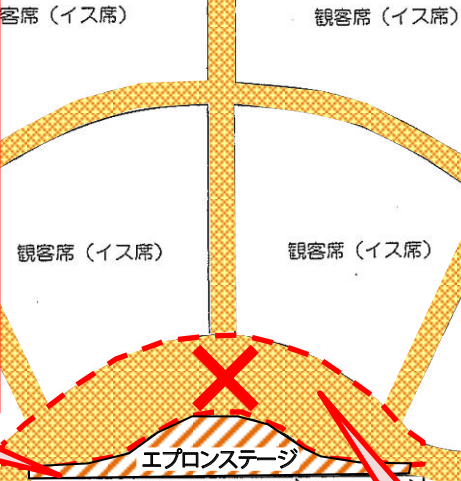


一般公園利用者の通行の妨げとなるため、場外(園路など)にテントやテーブル・装飾等の設置は出来ません。受付や売店・装飾などは、原則すべて野外ステージ場内で実施をしてください。

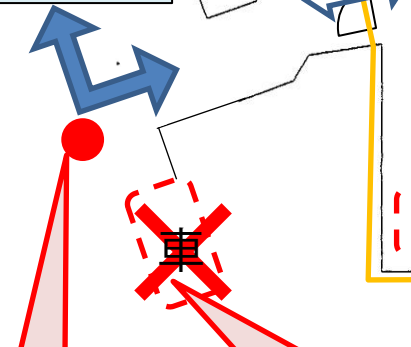
エプロンステージでは、柵や観覧用座席の設置を除き、別途サブステージなどの工作物設置や楽器・スピーカーなどの演奏機材・音響設備の設置は出来ません。

【エプロンステージの使用について】

- 出演者によるパフォーマンスのために使用する場合は公園管理事務所と協議をしてください。(ただし、催し物運営に携わる関係者以外の者が立ち入らないことが条件となります。原則としては場内にて行う演奏・演技等は「ステージ」で実施するよう計画をしてください)。
- 来場者の観覧エリアとする場合は主催者が区画柵や観覧用の座席を用意することを前提として、事前に公園管理事務所へ使用計画図をもって協議し、計画席数を超える来場者が当該エリアに立ち入らないよう体制を整えることが条件となります。



## 車両動線



出入口(計6か所)の前後は、すべて非常時の避難経路となるため、避難の妨げとなる物や店舗等を設置することは出来ません。運営上必要となる物品等を設置する場合、公園管理事務所と協議のうえ、係員を配置するなど、すぐに撤去できる状態を保ってください。

野外ステージ場内の通路及び階段は、すべて非常時の避難経路となるため、受付など運営上必要となる施設や物品等の設置を除き、店舗などの常設設置や来場者の滞留となる行為(売店の待機列・来場者の観覧など)も許可できません。

特にステージ前では出演者の演技・演奏、来場者が観覧目的で滞留することは原則として許可できません。車いす利用者などの観覧は除くご注意ください。主催者は警備誘導体制を整え、来場者が滞留しないよう計画をしてください。

一般公園利用者の安全確保のため、車両入退出時は係員を配置してください

公園内は車両通行の禁止が原則です。運営上必要な車両については、事前に協議・申請し車両通行の許可を受けてください。

車両の駐車は、野外ステージ柵内のみ可能です。(園路・通路上は、搬入等の待機も含め、停め置きは禁止。)

ステージ上の壁画 H:3m W:6m